

農村地域への産業の導入の促進等に関する法の適用地域

制度に基づく措置等

区分	根拠法等	指定基準等	措置等
農村地域	<p>農村地域への産業の導入の促進等に関する法律 (制定年月日) 昭和46年6月21日 法律第112号 (最終改正) 平成29年6月2日 法律第48号 (目的) 農村地域への産業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに、農業従事者がその希望と能力に従ってその導入される産業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まって農地の集団化その他農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業とその導入される産業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資する。</p>	<p>農村地域(次の市町村の地域)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業振興地域又は農業振興地域として指定することを相当とする地域として定められた地域の区域の全部又は一部がその区域内にある市町村。 2 前記以外の市町村で振興山村の区域の全部又は一部がその区域内にあるもの。 3 前記1、2の市町村以外の市町村であって過疎地域をその区域とするもの。 <p>ただし、次に該当するものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人口が20万人以上の市 2 人口が10万人以上で人口増加率などが全国平均を上回る市 <p>※平成12年12月31日現在の市町村の区域ごとに適用できる。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地利用上の措置 農地転用に係る配慮 2 税制措置 農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減 3 予算上の措置 農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策) 4 その他の措置 (1) 職業紹介の充実及び職業訓練の実施 (2) 日本政策金融公庫による低利融資